

資料編

○ 計画の策定体制	-----	184
○ 子供・子育て施策推進本部設置要綱	-----	185
○ 東京都子供・子育て会議条例	-----	189
○ 東京都子供・子育て会議委員名簿	-----	191
○ 東京都子供・子育て会議の審議経過等	-----	192
○ 区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策	—	193
○ 計画に係る用語集	-----	211

計画の策定体制

- 子供・子育て施策推進本部（平成 25 年度～）
府内横断組織として、副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、策定を進めました。
- 東京都子供・子育て会議（平成 25 年度～）
幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25 名の委員と 4 名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここで頂いた専門的な立場からの意見や指摘を計画に反映させました。
- 次世代育成支援行動計画懇談会（平成 22 年度～平成 26 年度）
学識経験者、子育て支援活動団体の代表など、12 名の委員で構成する「次世代育成支援行動計画懇談会」を平成 22 年度から 26 年度まで毎年度開催し、次世代後期計画の進捗状況や事業効果等について意見や助言を頂きました。頂いた意見や助言は、東京都子供・子育て会議に報告するとともに、都が計画を策定する上で、参考としました。

子供・子育て施策推進本部設置要綱

平成25年10月15日
25福保子計第356号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して次世代育成支援の気運を醸成することを目的として、子供・子育て施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

(検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東京都における次世代育成支援の気運醸成に向けた取組に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に関すること。
- (3) 次世代育成支援東京都行動計画（後期）の推進に関すること（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第6項に基づく「措置の実施状況の公表」に関することを含む。）。
- (4) その他、東京都の次世代育成支援対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関することを担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局理事（少子高齢化対策担当）、生活文化局長、教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

(本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部の運営は、福祉保健局、生活文化局、教育庁が連携して担当するものとする。

(意見の聴取)

第6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(部会)

- 第7 本部に「計画策定・評価部会」を設置する。
- 2 「計画策定・評価部会」の部会委員は、原則として課長級職員とし、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表2に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
 - 3 部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長は、福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の職にある者をもって充てる。
 - 5 副部会長は、生活文化局私学部調整担当課長及び教育庁地域教育支援部義務教育課長の職にある者をもって充てる。
 - 6 部会は、部会長が招集する。
 - 7 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。

(幹事会)

- 第8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。
- 2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。
 - 3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。
 - 4 幹事会は幹事長が招集する。
 - 5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

- 第9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。
- 2 生活文化局私学部及び教育庁地域教育支援部は、事務局を補佐する。

(雑則)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則（26福保子計第202号）

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則（26福保子計第472号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表1 子供・子育て施策推進本部委員

局名	職名
政策企画局	調整部長
青少年・治安対策本部	青少年対策担当部長
総務局	労務担当部長
主税局	税制調査担当部長
生活文化局	総務部長 男女平等参画担当部長 私学部長
オリンピック・パラリンピック準備局	総合調整部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 事業推進担当部長 障害者施策推進部長
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 商工部長 雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
教育庁	教育政策担当部長 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

別表2 計画策定・評価部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	調整部	政策担当課長
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	人事部	職員支援課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化局	総務部	企画担当課長
	都民生活部	男女平等参画課長
	私学部	私学振興課長
		企画担当課長
		私学行政課長
		調整担当課長
オリンピック・パラリンピック準備局	総務部	企画担当課長
都市整備局	総務部	企画担当課長
	住宅政策推進部	計画調整担当課長
福祉保健局	総務部	総合調整担当課長 企画担当課長
	医療政策部	医療政策課長
	保健政策部	保健政策課長
	生活福祉部	計画課長
	少子社会対策部	計画課長 次世代育成支援担当課長 育成支援課長 保育支援課長 家庭支援課長 事業推進担当課長
		事業推進担当課長
		計画課長
		計画課長
		計画課長
病院経営本部	経営企画部	経営戦略担当課長
産業労働局	総務部	企画担当課長
	商工部	地域産業振興課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	計画担当課長
交通局	総務部	企画調整課長
教育庁	総務部	教育政策課長 企画担当課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	義務教育課長 生涯学習課長
	指導部	指導企画課長 義務教育特別支援教育指導課長
	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
警視庁	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

○東京都子供・子育て会議条例

平成二五年六月一四日
条例第一〇六号

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

東京都子供・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができます。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。

3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

2 書記は、知事が任命する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定(認定こども園法に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項(新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

東京都子供・子育て会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

平成27年3月1日現在

区分	氏名	所属	計画策定・推進部会	任期
会長	網野 武博	東京家政大学特任教授	※	
委員	安念 潤司	中央大学法科大学院教授	○	
委員	石橋 悅子	東京都発達障害者支援センター センター長代行	○	平成26年9月まで
委員	入谷 幸二	東京都私立幼稚園連合会 会長	○	
委員	大谷 隆興	東京都民生児童委員連合会 副会長	○	平成25年11月まで
委員	小原 聖子	(都民公募)	○	
副会長	柏女 露峰	淑徳大学総合福祉学部教授	◎	
委員	川下 勝利	東京都民間保育園協会 副会長	○	平成26年4月から
委員	河村 文夫	奥多摩町長		
委員	岸井 慶子	青山学院女子短期大学子ども学科教授	○	
委員	清原 慶子	三鷹市長		
委員	駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会 理事長	○	
委員	小山 貴好	学校法人常盤学園 理事長	○	
委員	斎藤 和巳	東京都民間保育園協会 会長	○	平成26年3月まで
委員	榎原 智子	読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員	○	
委員	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授	○	
委員	市東 和子	東京都民生児童委員連合会 副会長	○	平成26年1月から
副会長	柴崎 正行	大妻女子大学家政学部教授	□	
委員	都賀 香子	(都民公募)	○	
委員	成澤 廣修	文京区長		
委員	柊澤 章次	東京都社会福祉協議会保育部会 部会長	○	
委員	福井 直美	東京都国公立幼稚園長会 会長	○	
委員	福田 泰也	東京商工会議所 産業政策第二部 副部長	○	平成26年4月から
委員	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表理事	○	
委員	間部 彰成	東京商工会議所 理事・産業政策第二部 部長	○	平成26年3月まで
委員	溝口 義朗	認証保育所ウッディキッズ 施設長	○	
委員	峯岸 道隆	一般社団法人東京都小学校PTA協議会 会長	○	
委員	村上 稔	連合東京 副事務局長(政策局長)	○	
委員	山崎 順子	東京都発達障害者支援センター センター長	○	平成26年10月から
専門委員	金子 正博	品川区子ども未来事業部長	○	平成26年3月まで
専門委員	久住 智治	文京区男女協働子育て支援部長	○	平成26年4月から
専門委員	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長	○	
専門委員	正木 忠明	東京都医師会 理事	○	
専門委員	宮崎 望	三鷹市子ども政策部 調整担当部長	○	

◎部会長 □副部会長 ※オブザーバー

東京都子供・子育て会議の審議経過等

	開催日	検討事項
●第1回 全体会議	平成25年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について ・東京都の幼児教育・保育等の状況について
第1回 計画策定部会	平成25年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について
第2回 計画策定部会	平成26年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について ※第1回計画策定部会の意見を踏まえて
第1回 認定こども園 部会	平成26年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第3回 計画策定部会	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇幼児期の学校教育・保育の充実 ◇地域の子供・子育て支援の充実
第2回 認定こども園 部会	平成26年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第4回 計画策定部会	平成26年7月4日 ※第2回全体会議と同日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇妊娠期からの切れ目のない支援 ◇次代を担う子供たちの教育、育成支援 ◇子育てしやすい環境の整備
●第2回 全体会議	平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について ・計画部会における検討状況について
第5回 計画策定部会	平成26年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇特別な支援を必要とする子供や家庭への支援
●第3回 全体会議 第6回 計画策定部会	平成26年10月10日 ※ 合同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子供・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」
第7回 計画策定部会	平成26年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上 ・子供・子育て支援施策の推進体制
第8回 計画策定部会	平成27年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
	平成27年2月12日 ～2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画素案」パブリックコメントの実施
●第4回 全体会議	平成27年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について